

富山県建築文化賞協議会規約

(令和2年11月1日改正)

(名 称)

第1条 本会は富山県建築文化賞協議会と称する。

(構 成)

第2条 本会は富山県内建築関係諸団体をもって組織する。

2 前項の団体は別表のとおりとする。

(目 的)

第3条 本会は、富山県内の優れた建築作品及び建築生産に係る功労に対して、その功績を讃えることにより、富山県の建築文化の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するために、富山県内に建設された優れた建築物及び建築に関する業績を表彰する。

2 本会はその目的を遂行するため、別に表彰規定を定める。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1)理事10名以内

(2)監事2名以内

2 理事の内1名を会長、1名を副会長とする。

3 理事は各団体から2名以内を推薦する。

4 監事は理事経験者の中から、理事会において選任する。

(役員を選任)

第6条 会長、副会長、監事は理事の互選とする。

(役員職務)

第7条 理事は理事会を構成し、職務を執行する。

2 会長は本会を代表し、理事会を招集し、決議事項を執行するものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けた時はその職務を代行する。

4 監事は本会事業の執行並びに会計を監査し、監査報告を作成する。

5 監事は、理事会に出席することができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し補欠による就任は前任者の残任期間とする。また重任をさまたげない。

(会計)

第9条 本会の経費は構成団体の分担金・寄付金及び出品料をもってまかない、理事会の決議により会長がこれを管理執行する。

2 本会の会計年度は毎年4月1日から3月31日とする。

(事務局)

第10条 本会の事務局を公益社団法人富山県建築士会内に置く。

(規約の変更)

第11条 規約及び諸規定の変更は理事会において行う。

(附則)

- ・この規約は、昭和45年8月4日より施行する。
- ・昭和49年7月改定
- ・平成8年6月改定
- ・平成21年5月改定。
- ・この規約は平成22年7月22日より施行する。
- ・この規約は平成24年7月18日より施行する。
- ・この規約は平成25年6月25日より施行する。
- ・この規約は平成30年7月10日より施行する。
- ・この規約は令和2年7月10日より施行する。
- ・この規約は令和3年4月1日より施行する。

別表

協議会の構成	
一般財団法人	富山県建築住宅センター
一般社団法人	富山県建設業協会
公益社団法人	富山県建築士会
一般社団法人	富山県建築士事務所協会